

報告第11号

専決処分事項の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定によりこれを報告する。

令和6年7月16日 報告

守谷市長 松丸修久

報告	頁数
11号	1

専決処分書

和解することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）
第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和6年7月1日

守谷市長 松丸修久



1 和解の相手方

住所 ○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○

氏名 ○○○○○○○○○○

2 和解の内容

(1) 事故発生日時

令和6年4月26日 午前10時40分頃

(2) 事故発生場所

守谷市みずき野五丁目4番地1付近

(3) 事故の概要

郷州小学校前南側道路付近で当該学校用務員が刈払機による除草作業を行っていたところ、飛び石が当該南側道路を走行していた車両の助手席側の車体に当たり損傷させた。

(4) 損害賠償額

66,319円

報告	頁数
11号	2